

# カフカと「お見通し」発言

—作品内対話におけるその機能—

西 嶋 義 憲

Franz Kafka and Utterance for Seeing Through Interlocutor's Mind:  
A Functional Analysis

NISHIJIMA, Yoshinori

金沢大学外国語教育研究センター  
言語文化論叢 第14号  
2010年3月刊

Foreign Language Institute  
Kanazawa University  
Studies of Language and Culture  
Volume 14  
March 2010

# カフカと「お見通し」発言

## —作品内対話におけるその機能—

西 嶋 義 憲

### 0. はじめに

カフカの作品の言語使用は、さまざまなレベルで分析され、さまざまな特徴が明らかにされてきている。その中で、会話の奇妙なやり取りに注目する研究もある（Hess-Lüttich 1979, 1982, 2004）。その関連の中で、筆者は、会話している相手に対し、面と向かってその思考内容を断言して提示してみせる発言（「お見通し」発言）に焦点をあて、いくつかの作品の会話を分析し、その機能を考察してきた。これらの研究では、具体例の分析が中心になり、その理論的側面の記述が不十分になりがちであった。そこで、本稿は、これらの研究成果を中間報告という形式でまとめ、その意義について検討する。

### 1. 「お見通し」発言

#### 1.1. 人称制限の有無

本節では、「お見通し」発言とはどのようなものなのか、その概略を説明する。まずは日本語の「思う」という思考動詞を述語とし、主語の異なる 3 文 (1)(2)(3)を比べることから始めよう。

- (1) 私はこの論文が受理されると思う。
- (2) \*太郎はこの論文が受理されると思う。
- (3) \*お前はこの論文が受理されると思う。

(1)は文法的な文であるが、(2)と(3)は何か奇妙な文だと感じられるはずである。一般に、思考動詞や感情形容詞など、心的世界を表現する述語の主語に、一人称、すなわち発話者自身を表わす自称詞がたつ場合は文法的な文となる。ところが、対話相手を指示する二人称（ないしは対称詞）や、話し手および聞き手以外の人物に言及する三人称（もしくは他称詞）が主語となる場合、非文法的な文（非文）となる（アステリスク(\*)は慣用として非文を表わす）。日本語では、認識論的に通常は知りえない、話者本人以外の人物の内面世界を直接的に表現することには強い制限がかかる。これを人称制限と呼ぶ（益岡 1997, ザトラウスキー 2003）。ただし、疑問形式の場合や推量表現などを伴う場合には、そういった制限は解除される。次の例文(4)~(7)を参照。

- (4) 太郎はこの論文が受理されると思うのか。
- (5) 太郎はこの論文が受理されると思うに違いない。
- (6) お前はこの論文が受理されると思うのか。
- (7) お前はこの論文が受理されると思うに違いない。

疑問文や推量表現は相手にその考えを確認したり、推量するので、相手の考えを断定的に表現しない。そのために、上の(4)~(7)は非文とならない。

では、上記例文(1)(2)(3)に対応するドイツ語文(8)(9)(10)はどうであろうか。

- (8) Ich glaube, dass diese Arbeit angenommen wird.
- (9) Hans glaubt, dass diese Arbeit angenommen wird.
- (10) ?Du glaubst, dass diese Arbeit angenommen wird.

平叙文の場合、一人称主語を伴う(8)はもちろんであるが、日本語の場合と異なり、二人称主語の(9)も三人称主語の(10)も文法的である。一般に、ドイツ語や英語などの西欧言語には日本語と違って人称制限は存在しない<sup>1)</sup>。ただし、文法レベルでの人称制限はないとはいえ、ネイティブ・スピーカーの判断によっては、(10)はコミュニケーション上、不自然な表現とみなされることもある。

目の前にいる相手に向かって直接に、その内面世界をあえて断定的に述べること自体が奇妙な行為と考えられるからである<sup>2)</sup>。

## 1.2. 話者による対話相手の思考・意志の断定

ところが、(10)のような、対話相手の内面世界について断定的に言明する発話がカフカのテキスト内対話に散見されることが指摘されている (Nishijima 2005)。ここでは、そのような用例として『判決』(*Das Urteil*) の分析例を見てみよう。

『判決』という作品では、父と息子の葛藤という問題が扱われているが、その前半部において弱弱しく描写されていた父親が、後半部になると突如として回復し、それまで優位にあるかのように描写されてきた息子のゲオルクを自分の支配下におこうとする場面がある。その場面において、つぎの下線を施してある発話のように、二人称代名詞の *du* と思考動詞の *denken* を用いて父親が息子に対し、息子の思考内容を断定的に叙述する：

„Bleib, wo du bist. Ich brauche dich nicht! Du denkst, du hast noch die Kraft, hierher zu kommen und hältst dich bloß zurück, weil du so willst. ...“

(*Drucke zu Lebzeiten*, S. 58。下線による強調は論者による。以下同様)<sup>3)</sup>

参考のために日本語訳を挙げておこう<sup>4)</sup>：

「そこにじっとしているがいい、わしはおまえなど要らない！ おまえは、じぶんにはここへ来る力がまだある、自制しているのは自分がそう望んでいるからだ、と思っている。……」(円子訳：43)

ドイツ語原文の下線部の発話は、すでに述べたように、主語が二人称代名詞の *du* で、その述語動詞は *denken* という思考動詞をもつ平叙文形式である。この言明形式の発話により、通常は知りえないはずの相手の思考内容を断定的

に言及している。その意味で、コミュニケーション上の奇妙さはあるが、それが発せられる場面を考えると、その効力が理解できそうである。この発話がなされるのは、それまで毫碌して弱っていたはずの父親が突如として元気を取り戻し、力関係が逆転し、息子よりも優位にあることを誇示する場面においてである。息子から父親へと支配関係の転換がもたらされるという背景を考慮すると、この表現は、相手に対して自らが優位にあることを誇示する手段として利用されていると理解することができる。この発話の特徴をここで暫定的にまとめておくと、二人称主語の平叙文形式・直説法現在形という形式により、対話相手の思考内容などの内面世界を見通し、それを相手に面と向かって明言するもの、となる (Nishijima 2005)。

### 1.3. 見通すことと「お見通し」発言

上では、話者が対話相手の内的世界を断定的に表現する発話の例を見た。そのような発話がなされる背景には、相手の考えや心が見通せるという前提がなければならない。そのようなことはそもそも可能なのだろうか。この点について、たとえば、上に引用した作品『判決』の奇妙な発言が出現する箇所少し前の部分につきのような記述がある。父親が、息子のこそこそした行動の意図を見破っていることを述べる箇所である。参考のために、ドイツ語原文の後にあわせて日本語訳も載せておく (以下、同様)。

Darum doch sperrst du dich in dein Bureau niemand soll stören, der Chef ist beschäftigt – nur damit du deine falschen Briefchen nach Rußland schreiben kannst. Aber den Vater muß glücklicherweise niemand lehren, den Sohn zu durchschauen. (S. 56)

だからおまえは事務室に閉じこもった、主人多忙ニツキ、何人モ入ルベカラズ、とな、——だがそれは誰にも邪魔されずにロシアへ贖の手紙を書くためだった。しかし、幸いなことに、父親は息子の心を見抜くことぐらい、誰にも教えてもらう必要がないのだ。(円子訳：42)

このテキストの下線部において「見通す」という意味の *durchschauen* という動詞が使われている。この動詞の意味を『ドイツ語ユニバーサル辞典』(*Deutsches Universalwörterbuch*: DUW と略す)で確認しておこう。

a) *durch den äußeren Schein hindurch in seiner wahren Gestalt, in seinen verborgenen, vertuschten Zielsetzungen erkennen*: jmds. Absichten, Motive, jmds. Wesen d.; du bist durchschaut (*deine Absichten sind erkannt*); b) *verstehen, begreifen*: die Regeln sind nicht leicht zu d. (DUW: 412)

試訳：a) 外見を通してその真の姿を、その隠され、秘匿された目標設定を認識すること：誰かの意図、動機を、誰かの本質を見抜く；お前はお見通しだ（お前の意図はわかっている）；b) 理解する、把握する；規則は容易には理解しえない。

ここでは、*durchschauen* の意味は基本的に相手の意図を見抜くことだと理解しておけば十分である。このように他者の心を見通すこと、すなわち、他者の考えていることを理解すること、そしてそれを相手に突きつけることが、とりまおさず、その相手に対して自分の優位性を戦略的に示す手段になる。そこで、相手の考えを見通していることを断定的に表現する発話を、先の動詞 *durchschauen* を使用して、「お見通し」発言 (*durchschauende Äußerung*) と呼ぶことにする (Nishijima 2005)。

このように、カフカ作品においては、対話相手の意図を「見通す (*durchschauen*)」ことが重要な意味をもつと考えられるが、それを別の作品の発話で確認してみよう。『判決』と同様に、カフカ作品で描かれる登場人物間の人間関係では、権力や支配力、優位な立場などが重要な関心事であることがある。たとえば、『城』(*Das Schloß*) の「3 Frieda」の章に、フリーダ (Frieda) と K (K.) との力関係が話題となる、つぎのような箇所がある：

„Ich weiß nicht was Sie wollen“, sagte sie [Frieda] und in ihrem Ton

schienen diesmal gegen ihren Willen nicht die Siege ihres Lebens, sondern die unendlichen Enttäuschungen mitzuklingen, „wollen Sie mich vielleicht von Klamm abziehen? Du lieber Himmel!“ und sie schlug die Hände zusammen. „Sie haben mich durchschaut“, sagte K. wie ermüdet von soviel Mißvertrauen, „gerade das war meine geheimste Absicht. Sie sollten Klamm verlassen und meine Geliebte werden. Und nun kann ich ja gehn. Olga!“ rief K., „wir gehn nachhause.“(S. 64。補足および下線による強調は論者による)<sup>5)</sup>

「どういうことをお望みなのか、わたしにはわかりかねますわ」と、フリーダは言ったが、その声の調子には、彼女の意志とはうらはらに、自分のこれまでの人生の勝利ではなく、はてしない幻滅と失望のひびきがまじっているようにおもわれた。

「ひょっとしたら、わたしをクラムから引きはなそうというおつもりなんでしょう。ひどい人ね」そう言うと、彼女は、両手を打合せた。

「見ぬかれてしまいましたね」と、Kは、多くの不信に疲れはてたともいような口ぶりで、「それこそ、わたしのひそかな狙いだったのです。あなたは、クラムを棄てて、わたしの恋人になってください。さあ、これだけ言ったら、もう出ていきます。オルガ!」と、Kは叫んだ。「家へ帰ろう」(前田訳：47)<sup>6)</sup>

この場面の下線部は、意志を表現する *wollen* という話法の助動詞と二人称主語からなる発話である。ただし、推測の副詞を含んだ疑問文である。そのため、上の『判決』の用例において見た「お見通し」発言の定義にはあてはまらないが、相手の意志を読み取っていることを確認しようと試みている。そして、最初の下線部の „wollen Sie mich vielleicht von Klamm abziehen? Du lieber Himmel!“ というフリーダの発話により K は自分の意図を指摘される。その結果、二つ目の下線部の発言 „Sie haben mich durchschaut“ によりその指摘を認め、それに続く発話 „gerade das war meine geheimste Absicht.“ により自

己の意図を明らかにする。この時点で優位な立場にたったのは、相手の意図を指摘したフリーダである。このように、支配力ないし優位性を示唆する際に、相手の考えなどを「見通し(durchschaut)」ていることが重要な根拠になることがわかる（とくに二つ目の下線部の発話に動詞 *durchschauen* が使用されている点に注目しておいていい）。

ここで、これまで検討してきた「お見通し」発言を形式・意味・機能という観点から改めて定義し直しておこう。

形式：二人称主語、定動詞は思考や意志を表わす表現、平叙文、直説法現在形、推量などのモダリティを表わす助動詞や副詞・心態詞は含まない。

内容：対話相手の思考内容などの内面を断定的に表現する。

機能：対話相手よりも上位であること、すなわち優位性や支配力を誇示する。

この「お見通し」発言は、尾張(2008)が論じている先取り手法と関連している。尾張(2008: 9-10)によれば、カフカの作品では敵対者の反論を先取りすることにより、反論を無効化する発言が認められるという。相手の考えていることを先取りするという点で、本稿の「お見通し」発言と関わりがあると言えよう。ただし、「お見通し」発言は、反論に限らず、相手の考えていることを前もって戦略的に相手に提示する発話である。その意味では、「お見通し」発言は先取り手法の一般的形式と見なすことが可能であろう（vgl. 西嶋 2009a）。

## 2. 「お見通し」発言の機能

### 2.1. 他の作品の用例

「お見通し」発言の使用例の調査は、上記の『判決』と内容的・形式的に関連することが指摘されているカフカの短編だけでなく、会話が多く観察される長編についても実施した。以下のリストは「お見通し」発言の使用を調査した



テキストである。( )内に提示されている文献では当該作品の分析がなされている：

- 断片(*Nachgelassene Schriften und Fragmente II*, S. 358) (西嶋 2004)  
 『流刑地にて』(*In der Strafkolonie*) (西嶋 2008)  
 『火夫』(*Der Heizer*) (西嶋 2008a)  
 『変身』(*Die Verwandlung*) (西嶋 2008a)  
 『城』(*Das Schloß*) (西嶋 2009)  
 『訴訟(審判)』(*Der Proceß*) (西嶋 2009a)  
 『失踪者(アメリカ)』(*Der Verschollene*) (西嶋 2009b)

Binder (1975)によれば、カフカは『判決』と『変身』に『火夫』を加えて、3編からなる「息子たち」(Söhne)というタイトルの短編小説集の出版を構想していたという。ところが、『火夫』が独立した単行本として刊行されることになったため、この計画は頓挫した。そこで、今度は、『火夫』のかわりに『流刑地にて』を加えて「刑罰」(Strafen)という名の作品集を出版しようとした。この案も、『判決』が単行本として出発されることになったため、この計画を取りやめる事にした。このように、カフカが『判決』を核として三作品からなる短編集を二種類構想していたということは、これらの短編は形式的ないし内容的に何らかの共通点をもっているということである。そこで、『判決』と関連する作品として、『火夫』『変身』『流刑地にて』に焦点をあて、これらに「お見通し」発言の使用例が認められるかどうか調査を行なったわけである。ところが、『流刑地にて』以外の2作品にはその使用例は見出せなかった(西嶋 2008a)。その理由として考えられるのは、『火夫』の場合は登場人物間に明確な権力差ないしは階級差があるので、その関係に変更を迫る必要性がないというものであろう。また、『変身』の場合は、虫に変身してしまった主人公は言葉を失ってしまっているので、「お見通し」発言の出現する余地はないからだと考えられる。

しかし、『火夫』と『変身』を除いて、これらの作品の調査から、ほとんどの作品は「お見通し」発言が人間関係における支配力所持(獲得)を誇示する

手段として使用されていることが確認された。さらに、それ以外に、共感を提示する手段としての使用例や関係の変化や展開を促すための使用例も認められた。以下では、この3つの機能について、その使用例を検討していくことにする。

## 2.2. 支配力顕示機能

『判決』と同じように、登場人物間の支配力の誇示および移動と関わる用例である。これまで『流刑地にて』『訴訟』『城』の三作品において使用例が確認されている。作品ごとに見ていこう。

### 2.2.1. 『流刑地にて』の使用例

物語では、現行の処刑システムの維持をめざす士官が、その廃絶を望む現司令官と対立している。現司令官を訪ねてきた研究旅行者が士官のところに来てきた。その機会を利用して、士官は旅行者に現行システムの有用性を訴え、その存続への協力を求めた。その際、士官は「お見通し」発言を用いることにより、旅行者に対して旅行者のとるべき行動を述べてきた。しかし、旅行者はその要求を拒絶する。すなわち、旅行者は、つぎのように「お見通し」発言を用いて否定的に断言し、自分の意図を明らかにする。

„Sie wissen noch nicht, was ich tun will. Ich werde mein Ansicht über das Verfahren der Kommandanten zwar sagen, aber nicht in einer Sitzung....“ (S. 236)

「わたしがどのように行動するか、まだお話ししていません。たしかにわたしはこの方式に関するわたしの見解を司令官に伝えはしますが、しかし、会議の席ではなく、……」(丸子訳：151)<sup>7)</sup>

ここでは、「知っている (wissen)」という思考動詞を用いた「お見通し」発言が見られる(下線部参照)。この発話の前まで、士官は旅行者に対して、旅行

者の今後の行動を述べてきた。上記の「お見通し」発言は、それに対する旅行者の応答である。この発話によって、士官に対して優位にあることが示唆される。

### 2.2.2. 『訴訟』の使用例

つきに、『訴訟』の「ひとけのない法廷で 学生 裁判所事務局」の章である：

„Und Sie wollen nicht befreit werden“, schrie K. und legte die Hand auf die Schulter des Studenten, der mit den Zähnen nach ihr schnappte. „Nein“, rief die Frau und wehrte K. mit beiden Händen ab, „nein, nein nur das nicht, woran denken Sie denn! Das wäre mein Verderben. (...)“

S. 86, <Im leeren Sitzungssaal Der Student Die Kanzleien><sup>8)</sup>

「そしてあなたも放されたがっていないんだ!」、と K が叫んで、大学生の肩に手をかけると、その手に彼はいきなり噛みついてきた。

「やめて!」、と女は叫んで、K を両手で押しのけた、「やめて、やめて、それだけはやめてよ、一体何を考えてるの! そんなことをしたら、わたしが破滅しちゃう! ……」(中野訳: 54)<sup>9)</sup>

下線を施した発話は受動態形式をとっているが、平叙文・二人称主語・意志を表わす助動詞による発話なので、「お見通し」発言の例と考えていい。この場面では、まず K が、学生によって連れて行かれる女性に向けて下線部の発言を行ない、それによって認識的(精神的)優位性を宣言している。ところが、その認識的優位性は、学生の身体的暴力の介在と女性の学生への同調行動によって拒絶される。このように、最初は K の精神面での優位性が示されるが、すぐにそれが学生による身体的暴力の介在とそれに続く女性の同調発言によって否定されてしまう。これは、学生が裁判所と関係があり、その影響力を背景とした権力構造によって K の精神的優位性が暴力的に破棄されると理解できる。すな

わち、女性に関していえばその人物それ自身には権力はないが、介在する学生とその背後にある権力構造との関連で、主人公Kとの関係への影響は大きいと言わざるをえない。そして、このやり取りの結果は、その場面の直後に記述されるKの認識につきのように示される：

K. gieng ihnen langsam nach, er sah ein, daß dies die erste zweifellose Niederlage war, die er von diesen Leuten erfahren hatte. (S. 86)

Kはゆっくりかれらのあとについていきながら、これがこの連中からうけた最初の疑いえない敗北であることを見てとった。(中野訳：54)

すなわち、この学生と女性に対して、より正確に言えば裁判所の権力の具現の一形態に対して敗北を認めているのである。それを象徴的に示しているのが、学生と女性による、Kの「お見通し」発言の拒絶だと考えられる。

### 2.2.3. 『城』の使用例

もう一つは、『城』の一部である。

「教師」(Der Lehrer) というタイトルの章には、条件文と関係してはいるが、つぎのような「お見通し」発言とみなしうる発話が確認された。フリーダがKに向かって話している場面である：

„... Und wenn Du kein Nachtlager bekommst, willst Du dann etwa von mir verlangen, daß ich hier im warmen Zimmer schlafe während ich weiß, daß Du draußen in Nacht und Kälte umherirrst.“ (S. 150) <sup>5)</sup>

「……それに、あなたは泊るところがなくても、わたしにはこのあたたかい部屋で眠れとおっしゃるのでしょうか。あなたが夜の寒気のなかをほっつき歩いていらっしゃるとうわかっていながら、どうしてわたしだけがぬくぬくと眠ってられるかしら」(前田訳：107) <sup>6)</sup>

紳士館 (Herrenhof) という宿屋の給仕フリーダが K に対して発した言葉である。K がフリーダにしてもらいたいと考えていること、そのために K が犠牲になる覚悟をもっていることを断定的に語っていることがわかる。この発言によって、K よりもフリーダが立場上、上位に位置づけられていることがわかる。そしてこの後、K はそれまで拒否してきた校務員役を引き受ける決心をして、つぎのように言う：

„Dann bleibt nichts übrig, als anzunehmen, komm!“ (S. 150)

「じゃ、引受けるしか手がないな。さあ、おいで！」(前田訳：107)

K は自分の考えていることをフリーダから「お見通し」発言によって指摘され、それを受けて自分の意図をフリーダの意向に沿うように変化させているように見える。この場面での K の心境の変化について、辻(1971: 154)はつぎのように述べている：

K は寒風の吹きさらす屋根裏部屋に、シャツのままでひき入れられているというのに、フリーダは興奮のあまりそれに気づかず、「……あなたが夜の寒さのなかをさまよい歩いているのが、わたしにはわかっているのに、そのわたしには、ここのあたたかい部屋で寝ているように、とおっしゃっているようなものなんだわ」と悲痛な愛の口調で演説をぶって聞かす。K は寒くてたまらず、ちょうどこの個所で口説いておとされる。それが、絶対に拒絶しようと心がけていたにもかかわらず、K が村の学校の小使役を引き受ける転機になってしまうのである (第七章)。

このように「お見通し」発言は相手との力関係を規定するだけでなく、さらに話を展開させる重要な役割を担う可能性があることがわかる。この機能については、つぎの節で考察する。

### 2.3. 話題転換機能

つぎの「断片」では、話を予期したのとは違った方向へ展開させる技法の実験的記述が認められる。テキスト原文とその日本語訳を挙げる。各文には便宜的に話者を A と B に分け、番号を付した。

- ① A: „Auf diesem Stück gekrümmten Wurzelholzes willst Du jetzt Flöte spielen?“
- ② B: „Ich hätte nicht daran gedacht, nur weil Du es erwartest, will ich es tun.“
- ③ A: „Ich erwarte es?“
- ④ B: „Ja, denn im Anblick meiner Hände sagst Du Dir, daß kein Holz widerstehen kann, nach meinem Willen zu tönen.“
- ⑤ A: „Du hast Recht.“

(Konvolut 1920, S. 358) <sup>10</sup>

- ① A: 「きみは、この曲りくねった根っこを使って、みごとに笛を吹いてみせるというのかね？」
- ② B: 「ぼく自身はそんなことを思ってもみななかったのだが、きみが期待しているから、ただそのために吹いてみるつもりだ」
- ③ A: 「ぼくが期待してるって？」
- ④ B: 「そうだ、きみはぼくの手を見て、どんな木片でも抗しきれず、ぼくの意のままに鳴らざるをえないだろう、と内心思っているのではないか」
- ⑤ A: 「きみの言うとおりで」

(飛鷹訳：261-262) <sup>11</sup>

この対話の展開をまとめてみよう。①で A は、二人称代名詞 *du* で指示される相手 B に対して、「笛をふく」(*Flöte spielen*) という行為の意思の有無を問う。①の前には先行する発話がないので、この発話は唐突に響く。その唐突

さは、つぎの応答②からもわかる。②でBはまず、その指摘された意思の内容がもともと自分になく、意外であることを明らかにする(前半部)。ところが、つぎに[Bによる「笛を吹く」(*Flöte spielen*)]をAが期待しているということを根拠として提示し(後半部)、それに基づいてBは自分の意思として「笛を吹く」(*Flöte spielen*)ことを表明する。この部分も一方的である。何の脈絡もなく相手の私的領域にかかわる期待に言及するからである。その唐突さは、③のほぼ鸚鵡返しの反応でも知ることができる。③でAは、[Bによる「笛を吹く」(*Flöte spielen*)]をAが期待しているというBの指摘をAは疑問に付す。④でBは、その疑問に対して、その根拠を具体的に提示する。それは、どんな木片もBの意志どおり音を出せるとAが考えていると断定する内容である。これも相手の私的領域に属する思考内容を述べている。ところが、⑤でAは、Bの根拠提示を承認し、そこで対話は終わる。

対話の連鎖としてまとめると、つぎのようになろう：

A: 「相手 B の笛を吹くという意図の確認」

↓

B: 「意図の否定」 + 「相手 A の期待を根拠として新たに B 本人による  
意図表明」

↓

A: 「期待に対する疑問提示」

↓

B: 「具体的根拠提示」

↓

A: 「納得表明」。

この対話は以上のような展開をしている。すなわち、この対話の特徴は、相手の思考内容を先取りして提示し、それによって相手の反応を引き出すというパタンの繰り返しにあると考えることができる。

この断片テキストの一部は、相手の思考内容を断定的に叙述するものであり、

通常の言語使用という観点からすると奇妙である。面と向かって相手の考えていることを断言するからである。この奇妙さをどう捉えるか。このような発話は、予言は別として、日常的な対話では通常、出現しない。したがって、これは非日常的な対話という解釈をとることになる。その後の展開には、少なくとも2つの可能性がある。「お見通し」発言を受け入れる場合と、それを疑問に付したり、否定する場合である。前者の場合は、「お見通し」発言を当然のこととして受け入れることになる。それが可能なのは、そのような関係がすでに前提されているからだ。つまり、規定された上下の位置づけが背景にあり、それをことばで確認しているわけである。これは、上節で検討した『判決』の例が当てはまる。

他方、後者では、そのような関係が前提とされず、自己の思考内容を語られた当該の人物は、その唐突さに驚くことになる。それによって、予想外の方向で対話が展開する。そのような展開は、相手との関係自体を見直させる働きをもつ。当たり前とされた異なる個人間の関係を疑問視し、相対化させる可能性をはらんでいるからだ。

#### 2.4. 共感提示機能

これまで分析してきたのとは異なる機能を持つ「お見通し」発言の例は『失踪者』に認められる。その機能は、「共感」とでも呼ぶべきものである。ロビンソン事件の後、カールがドラマルシュのところに連れてこられた。そのこのペランダで、ほぼ同程度の社会的位置にいるロビンソンに対して「お見通し」発言をする場面である。

„ ... Du aber denkst, weil Du der Freund des Delamarche bist, darfst Du ihn nicht verlassen. Das ist falsch, wenn er nicht einsieht, was für ein elendes Leben Du fühlst, so hast Du ihm gegenüber nicht die geringsten Verpflichtungen mehr.“ (S. 314)<sup>12)</sup>



日本語訳：

「……でもあなたはドラマルシュが友だちだから、見捨てられないと考えてるんだろ。それが正しくないのさ。ドラマルシュが、あんたがどんなみじめな生活を送っているか認めないなら、彼に対してつめのあかほどの恩義を感じることもだっていないさ」(千野訳：183-4)<sup>13)</sup>

*denken* という思考動詞が使用されている。上の発話では、たしかに、相手の思考内容を断言している。思考内容を断定的に表現するだけでなく、その後のコメントで、その考え方自体も間違っていることを指摘している。カールは相手の考えが違っていることを指摘し、その考え方を改めるよう助言しているようである。

形式的に「お見通し」発言と見なされる表現は、他の 2 長編作品と同様に、『失踪者』においても認められた。しかし、それが出現する場面は、他の作品とは異なり、ほぼ同じような状況ないしは社会的地位に置かれているカールとロビンソンのやりとりに限られている。しかも、その機能は、上記の『判決』『訴訟』『城』などの作品にしばしば認められるような、相手より優位な立場にあることを誇示するというものではなく、むしろ、相手への思いやり、深い共感を示す機能をもっているようである。この違いは、『失踪者』が他の 2 長編作品『訴訟』と『城』とは、その赴きを異にしていることに起因していそうである。

よく知られているように、『訴訟』および『城』では、主人公は、出会うさまざまな人物を利用して権力と戦おうとする姿が描かれているが、『失踪者』では、むしろ与えられる状況があるがままに受け入れ、その中で順応していこうという姿勢が強く見られるようだ (Krusche 1974, 富山 1980)。社会の最底辺ともいべき地位にいる主人公カールとロビンソンは、権力をめぐって戦うのではなく、何とか協力しながら生きていかざるをえないからである。そのような境遇で使用される「お見通し」発言は、他の作品とは自ずとその役割が異なるのは自然なことである。

### 3. おわりに：「お見通し」発言の多機能性

カフカ作品の研究では、「対立」や「抗争」が分析のテーマに取り上げられることが多かった。そのような対立や抗争においては、たとえば「お見通し」発言によって、相手の思考を断定的に表現することは、相手に対する優位性を戦略的に誇示す手段として機能することがわかった。しかし、カフカ作品では、「連帯」や「共感」が問題になることもある。「お見通し」発言は、その場合、相手のことをよく理解できていることを表明することになるので、それを肯定的にとらえれば、相手への共感を積極的に示す手段として機能していることがわかる。「お見通し」発言におけるこの二つの機能は、同じ行為の相反する側面、すなわち、対立と連帯という概念でまとめることができそうである。さらにまた、自分で気づけなかったこと、考えも及ばなかったことを、あたかも自分が前もってすでに考えていたかのように相手から指摘されると、ひょっとしたら自分の深層心理が明言されたとみなし、新たな自己認識を獲得し、それが会話を展開する契機になる場合もある。このような「お見通し」発言は、意外性の認識による対話展開として機能していると言えそうである。このように、同じく相手の心を見通し、それを言明するという行為は、コミュニケーション上複数の機能を持ちうるわけである。

本稿では、これまでの拙論の成果をまとめ、今後の展開の基礎としようとした。今後は、さらに他の作品での「お見通し」発言の使用例を調査し、カフカ作品全体で 사용되는「お見通し」発言の諸機能を分析していく必要があるだろう。とりわけ、従来あまり注目されることのなかった連体・共感や対話展開への刺激という観点からの調査が望まれる。

#### 注

- 1) なぜ人称制限という文法制約が日本語に見られ、英語やドイツ語などに現われないのかは興味ある問題である。しかし、本稿では、中心テーマから離れるので、これ以上立ち入らない。一つの説明の試みとして、甘露(2008)をあ

げておくにとどめる。

- 2) フランス語については、東郷(2002)が同様の指摘をしている。
- 3) Franz Kafka: *Drucke zu Lebzeiten*. Herausgegeben von Wolf Kittler, Hans-Gerd Koch und Gerhard Neumann. Kritische Ausgabe, Frankfurt/M.: Fischer Taschenbuch Verlag, 2002.
- 4) 丸子修平訳『判決』（『決定版 カフカ全集 1』），新潮社，1980，35-45.

丸子訳はドイツ語原文に忠実である。したがって、日本語訳の当該箇所は日本語による人称制限のため文法的に不適格であり、不自然に見える訳になっている。他方、別の翻訳では、日本語の人称制限を考慮して、確認形式に変更して訳出するものもある。たとえば、つぎの訳を参照：

「ここにいろ。いろがいい。おまえなど用なしだ！ 近づく力はあるんだが、わざと近づかないだけだと思っているな。そうだろう。……」

（池内 紀 訳『カフカ小説全集④ 変身ほか』白水社，2001，50）

この訳文では、「…と思っているな。そうだろう」というように確認表現として訳されている。これによって、原文の形式に忠実な訳文の不自然さを回避しようとしていることが読み取れる。

では、英語訳ではどうであろうか。

“Stay where you are, I don’t need you! You think you have strength enough to come over here and that you’re only hanging back of your own accord. …”

(*The Judgment. The Collected Short Stories of Franz Kafka*. Edited by Nahum N. Glatzer, London: Penguin, 1988, 86)

この訳を見ると、ドイツ語原文と同様に、断定的な表現となっていることがわかる。英語にも日本語に見られるような人称制限がないので、このような英語でも文法的には不自然ではないのであろう。たとえそれがコミュニケー

ション上、奇妙な印象を与えたとしても。

- 5) Franz Kafka: *Das Schloß*. Herausgegeben von Malcom Pasley. Kritische Ausgabe, Frankfurt/M.: Fischer Taschenbuch Verlag, 2002.
- 6) 前田敬作訳『城』（『決定版 カフカ全集 6』），新潮社, 1981.
- 7) 本稿のテーマと直接関係しないが、この日本語訳は興味深い。日本語訳では、ドイツ語とは異なる視点が選択されているからである。すなわち、旅行者は、相手である士官の内面については言及せずに、自分が話すという視点から訳されている。これも、ドイツ語の表現をそのまま訳すと日本語としては理解しにくい表現となる可能性があるので、巧みに避けた結果であろう。
- 8) Franz Kafka: *Der Proceß*. Herausgegeben von Malcom Pasley. Kritische Ausgabe, Frankfurt/M.: Fischer Taschenbuch Verlag, 2002.
- 9) 中野孝次訳：『審判』（『決定版 カフカ全集 5』），新潮社, 1981.
- 10) *Konvolut 1920*. Franz Kafka: *Nachgelassene Schriften und Fragmente II*. Herausgegeben von J. Schillenmeit. Kritische Ausgabe, Frankfurt/M.: Fischer Taschenbuch Verlag, 2002, 223-362.
- 11) 飛鷹節訳：『断片 —ノートおよびルース・リーフから』（『決定版 カフカ全集 3』），新潮社, 1981.
- 12) Franz Kafka: *Der Verschollene*.. Herausgeben von Jost Schillemeit. Kritische Ausgabe, Frankfurt/M.: Fischer Taschenbuch Verlag, 2002.
- 13) 千野栄一訳：『アメリカ』（『決定版 カフカ全集 4』），新潮社, 1981.

## 文献

- Binder, H.: *Kafka Kommentar zu sämtlichen Erzählungen*. München: Winkler, 1975.
- DUW: *Deutsches Universalwörterbuch*. Herausgegeben von der Dudenredaktion. 4., neu bearbeitete und erweiterte Auflage, Mannheim usw.: Dudenverlag, 2001.
- Hess-Lüttich, E.W.B.: „Kafkaeske Konversation: Ein Versuch, K.s

Mißverstehen zu verstehen“. W. Vandeweghe und M.V. de Velde (Hrsg.): *Bedeutung, Sprechakte und Texte. Akten des 13. Linguistischen Kolloquiums, Gent 1978*, Band 2, Tübingen: Niemeyer, 1979, 361-370.

- -----: „Literatur als Konfliktmodell: Ethnomethodologische Ansätze in der Literaturinterpretation“. G.C. Rump & W. Heindrichs (eds.): *Interaktionsanalysen: Aspekte dialogischer Kommunikation*. Hildesheim: Gerstenberg, 1982, 18-55.
- -----: “Understanding Misunderstanding: Kafka’s *The Trial*.” K. Aijmer (ed.): *Dialogue Analysis VIII: Understanding and Misunderstanding in Dialogue*. Tübingen: Niemeyer, 2004, 69-85.
- 甘露 統子: 「人称制限と視点」. 名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語と文化』第5号, 2004, 87-104.
- Krusche, D.: *Kafka und Kafka-Deutung*. München: C. Hanser, 1974.
- 益岡 隆志: 「表現の主観性」. 田窪行則編『視点と言語行動』, くろしお出版, 1997, 1-11.
- 西嶋 義憲: 「カフカ作品における次元の転換 —カフカのある『断片』のテキスト言語学的分析—」. 『金沢大学文学部論集』第21号, 2001, 81-93.
- 西嶋 義憲: 「『お見通し』発言による対話展開の原理 —カフカの対話断片テキストを例にして—」. 金沢大学外国語教育研究センター『言語文化論叢』第8号, 2004, 155-168.
- 西嶋 義憲: 「カフカのテキスト『流刑地にて』における『お見通し』発言 —『判決』との構造的類似性の分析—」. 金沢大学外国語教育研究センター『言語文化論叢』第12号, 2008, 77-100.
- 西嶋 義憲: 「カフカと『お見通し』発言 —『変身』と『火夫』の場合—」. カフカ研究会九重集会研究発表原稿: mimeo, 2008.
- 西嶋 義憲: 「カフカのテキスト『城』における「お見通し」発言」. 金沢大学外国語教育研究センター『言語文化論叢』第13号, 2009, 23-43.
- 西嶋 義憲: 「カフカの長編『訴訟』 (*Der Proceß*) における「お見通し」発言

- 登場人物間における優位性の明示手段の分析— . 日本独文学会中国  
 四国支部『ドイツ文学論集』第 42 号, 2009a, 39-49.
- 西嶋 義憲: 「カフカのテキスト『失踪者』(*Der Verschollene*) における「お見通し」発言 —その共感的機能をめぐって— . 『かいろす』第 47 号, 2009b, 49-63.
  - Nishijima, Y.: “Durchschauende Äußerung im Dialog von Kafkas Werken.”  
 日本文体論学会『文体論研究』第 51 号, 2005, 13-24.
  - 尾張充典: 『否定詩学 —カフカの散文における物語創造の意志と原理』鳥影社, 2008.
  - ポリー・ザトラウスキー: 「共同発話から見た「人称制限」, 「視点」をめぐ  
 る問題」『日本語文法』第 3 巻第 1 号, 2003, 49-66.
  - 東郷 雄二: 「フランス語と日本語の感覚・感情述語 —『わがこと』と『ひ  
 とごと』考」. 『フランス語教育』第 31 号, 2002, 61-70.
  - 富山 典彦: 「フランツ・カフカ『アメリカ』 —閉じない円環—」. In: 『埼  
 玉医科大学進学課程紀要』第 1 号, 1980, 35-55.
  - 辻 理: 「『城』」. 辻理編: 『カフカの世界』. 荒地出版, 1971, 137-157.